



看護労働環境の目に見える改善を



10月28日 東京都庁第1本庁舎内会議室にて

厚労省通知にもとづく対東京都要請行動

—東京医療関連協

東京医労連と都立病院の仲間などで構成する東京医療関連労働組合協議会（東京医療関連協）は、10月28日（金）午前11時から1時間、東京都庁において、「看護

師等の『雇用の質』向上の取り組みについての厚生労働省通知」にもとづく対東京都要請・懇談を行いました。東京医労連からは看護闘争委員を中心に、10名が参加しました。

東京都福祉保健局医療政策部からは、医療人材課長、看護人材担当課長、など5名が対応しました。

森越副議長のあいさつの後、要請内容についての返答があり、通知に対する東京都の対応として、看護人材担当課長の中山氏を労働局主催の企画委員会の委員として送っているほか、来年1月以降での現場管理者を対象とした研修会などに協力していくことや、引き続き新人研

修などの取り組みを進めることなどが述べられました。

その後、意見交換を行いました。都庁職からは、昨冬とりくんだ病棟での研究調査の中間報告を提出し、長時間夜勤が身体に与える実態を科学的に解明し、夜勤が有害業務である観点からの改善を求めました。

東京医労連からは、最新の「医労連夜勤実態調査報告（概要）」や、大学部会での始業前残業調査の結果なども渡し、それぞれ概要を説明した後、結核予防会労組や日医大労組、民医労南部支部などの各職場からの切実な訴えがありました。

日赤医療センター第一労組の坂本執行委員

は、看護師が2～3年で辞めていく実態の中で、勤務と勤務の間のインターバルの時間や、夜勤回数の改善を強く望むと同時に、行政がその立場に立って、政策を展開するよう迫りました。

また、續副委員長からは、看護現場では、世間の常識から離れて、始業前の残業など、30分前、1時間前から仕事をするのが、根深く常態化している実態があり、東京都として新人研修など行うなかで、こうした労働時間に対する意識の問題にも目を向けてほしい、働く時間に対する「看護師の常識」を変え、る取り組みを望む発言がされました。

終わりに、今後このような意見交換の場を引き続き設けることを要請し、予定時間を若干オーバーし、懇談を終りました。